



平成25年8月20日

「労災・特別加入者の給付基礎日額」

平成25年9月1日から「給付基礎日額」の選択の幅が広がります。

労災保険は、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、業務の実情、災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護することが適当であると認められる人には、特別に任意加入を認めています。これが「特別加入制度」です。

特別加入できるのは、中小企業を経営する「中小事業主」、個人タクシーなど労働者を使用せず事業を行ういわゆる「一人親方」、海外に出向させる「海外派遣者」などです。

特別加入者に対する保険給付額は「給付基礎日額」によって算出し、加入者本人が「給付基礎日額」を選択し、それに所定の保険料率をかけて算定された保険料を支払うことになっています。

従来は、3,500円から20,000円まででしたが、平成25年9月1日から、新たに22,000円、24,000円、25,000円が選択できるようになります。

★すでに特別加入している人
来年度(平成26年度)から変更後の給付基礎日額が選択できます。
給付基礎日額の変更を希望する場合は、年度末(平成26年3月18日～3月31日)または労働保険の年度更新期間(平成26年6月1日～7月10日)に手続きを行ってください。

★新規に加入する人
加入する時に、すべての給付基礎日額を選択できます。

良い機会ですから、一度見直してみても如何でしょうか？

平成25年9月1日～	
給付基礎日額	保険料算定基礎額
25,000円	9,125,000円
24,000円	8,760,000円
22,000円	8,030,000円
20,000円	7,300,000円
18,000円	6,570,000円
16,000円	5,840,000円
14,000円	5,110,000円
12,000円	4,380,000円
10,000円	3,650,000円
9,000円	3,285,000円
8,000円	2,920,000円
7,000円	2,555,000円
6,000円	2,190,000円
5,000円	1,825,000円
4,000円	1,460,000円
3,500円	1,277,500円

平成25年8月1日～平成26年7月31日

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,307円	13,037円
20歳以上25歳未満	5,023円	13,037円
25歳以上30歳未満	5,610円	13,444円
30歳以上35歳未満	6,103円	16,278円
35歳以上40歳未満	6,523円	18,830円
40歳以上45歳未満	6,600円	21,780円
45歳以上50歳未満	6,707円	24,527円
50歳以上55歳未満	6,374円	25,371円
55歳以上60歳未満	5,921円	24,109円
60歳以上65歳未満	4,722円	19,163円
65歳以上70歳未満	3,930円	14,998円
70歳以上	3,930円	13,037円

年齢階層別最低限度額及び最高限度額が、平成25年8月1日より変更されています。

最低保障額は、3,950円から3,930円に引き下げられています。

